

病院名	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター		
所在地	〒500-8717 岐阜県岐阜市野一色 4-6-1		
標榜診療科	内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、疼痛緩和内科、心療内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消火器内科、肝臓内科、循環器内科、小児科、小児循環器内科、小児腎臓内科、新生児内科、外科、消化器外科、乳腺外科、疼痛緩和外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、小児脳神経外科、小児心臓外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、救急科、小児救急科、歯科口腔外科		
総病床数	590 床		
平均外来患者数	1,213.4 人/日		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知	対象となるもの				
	職員	患者	地域住民		
	—	—			
相談窓口及び通報義務の周知の方法	広報紙	—	—		
	パンフレット	—	—		
	ホームページ	—	—		
	その他	—	—		
講演会や広報等による啓発活動	—	—	—		
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施	独自の対応マニュアル等の作成		
○	○	—	—		
院内ネットワーク構築	地域のネットワークへの参加	ネットワークの構成員			
		医師	看護師	ソーシャルワーカー	事務職員 その他
—	○				
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言		セルフネグレクトへの対応		
—		—		○	

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)					
1.44%					
講演会や広報等による啓発活動			対象となるもの		
			職員	患者	地域
			—	—	—
独自の対応要領等の作成		対応要領等の公表			
—					
実施している合理的な配慮					
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助	
—	—	○	—	○	
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容	
—			—		

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名
—	

病院名	地方独立行政法人 桑名市総合医療センター		
所在地	〒511-0061 三重県桑名市寿町3丁目11番地		
標榜診療科	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、麻酔科、腎臓内科、精神心療科、リハビリテーション科、肝臓内科、食道外科、肛門外科、歯科口腔外科		
総病床数	662床		
平均外来患者数	966人/日		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知		対象となるもの			
		職員	患者	地域住民	
		—	—		
相談窓口及び通報義務の周知の方法	広報紙	—	—		
	パンフレット	—	—		
	ホームページ	—	—		
	その他	—	—		
講演会や広報等による啓発活動		—	—	—	
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施		独自の対応マニュアル等の作成	
—	—	—		—	
院内ネットワーク構築	地域のネットワークへの参加	ネットワークの構成員			
		医師	看護師	ソーシャルワーカー	事務職員 その他
—	—				
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言		セルフネグレクトへの対応		
—	—		—		

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)				
1.45%				
講演会や広報等による啓発活動			対象となるもの	
			職員	患者
			—	—
独自の対応要領等の作成		対応要領等の公表		
—				
実施している合理的な配慮				
手話のできる職員の配置	筆談用ノートを用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
—	○	○	—	○
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
—	—		○	車いす ストレッチャー スロープ(車いす対応) 障害者用トイレ(車いす用トイレ) 自動販売機(車いす対応)杖掛け 筆談用メモボード PT・OT・STの確保

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名

病院名	地方独立行政法人 長崎市立病院機構 長崎市立市民病院		
所在地	〒850-8555 長崎県長崎市新地町 6 番 39 号		
標榜診療科	内科、心療内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、リウマチ科、小児科、新生児小児科、外科、整形外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門外科、産科・婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、乳腺外科、胸部外科、病理診断科、ペインクリニック・緩和ケア内科、糖尿病代謝内科、内分泌内科、形成外科、脳神経外科、臨床腫瘍科		
総病床数	414 床		
平均外来患者数	11,307 人／月 (4 月～10 月)		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知	対象となるもの			
	職員	患者	地域 住民	
相談窓口及び通報義務の周知の方法	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
講演会や広報等による啓発活動	—	—	—	
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施	独自の対応マニュアル等の作成	
—	—	—	—	
院内ネットワーク構築	地域のネットワークへの参加	ネットワークの構成員 医師 看護師 ソーシャルワーカー 事務職員 その他		
—	—	—		
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言		セルフネグレクトへの対応	
—	—		—	

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)				
1.70%				
(実雇用率 平成 25 年 6 月 1 日)				
講演会や広報等による啓発活動		対象となるもの		
		職員	患者	地域
		—	—	—
独自の対応要領等の作成		対応要領等の公表		
—				
実施している合理的な配慮				
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
—	—	○	—	○
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
—	—		—	

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名

病院名	地方独立行政法人 那覇市立病院		
所在地	〒902-8511 沖縄県那覇市古島2丁目31番地1		
標榜診療科	内科、小児科、外科、放射線科、整形外科、産婦人科、脳神経外科、リハビリテーション科、皮膚科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、精神科、救急科、歯科口腔外科、病理診断科、麻酔科		
総病床数	470床		
平均外来患者数	794.66人/日		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知		対象となるもの				
		職員	患者	地域住民		
		○	○			
相談窓口及び通報義務の周知の方法	広報紙	—	—			
	パンフレット	○	○			
	ホームページ	○	○			
	その他	○	—			
講演会や広報等による啓発活動		○	—	—		
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施		独自の対応マニュアル等の作成		
○	○	○		○		
院内ネットワーク構築	地域のネットワークへの参加	ネットワークの構成員				
		医師	看護師	ソーシャルワーカー	事務職員	その他
○	○	○	○	○	○	—
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言		セルフネグレクトへの対応			
○	○		○			

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)				
%				
講演会や広報等による啓発活動		対象となるもの		
		職員	患者	地域
		—	—	—
独自の対応要領等の作成	対応要領等の公表			
—				
実施している合理的な配慮				
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
—	○	○	—	○
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
○	—		—	

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名
—	

医療機関における合理的配慮について

—当事者の立場から—

今回の調査に当たり、医療機関における合理的配慮について、当事者（障害者ご本人またはご家族）の立場からのご意見をご執筆いただきました。



次頁以降の記載内容は、当事者の皆様方からのご意見をもとに、法人・医療機関ならびに医療従事者が障害および障害者に対する理解を広げ、医療機関において実施することができる配慮の例をまとめたものです。それぞれのお立場からご執筆をいただきましたが、記載されている内容が当該の障害のある患者にとっての合理的配慮の全てではありません。また、本書への掲載に当たり研究班事務局にて一部編集を致してあります。記載内容に関するお問い合わせやご意見等がございましたら、必ず事務局宛てに賜りますようお願い申し上げます。なお、差別解消法に規定される合理的配慮については、国から具体的な例が示されることとなっています。

視覚障害編

1 視覚障害者の現況と障害特性

平成 23 年の厚生労働省の調査によると、全国の視覚障害者数は 315,500 人(身体障害者総数に対する構成比は 8.2%)と、数こそ少ないものの、視覚障害者には他の身体障害者に比べて、高齢化・重度化・中途失明者の急増・絶望感が極めて高いという特徴がみられます。

ヒトの情報の大部分(80%程度)は視覚を通じて処理されます。従って、視覚障害は情報障害ともいえます。日常生活においては、視覚に代えて聴覚・皮膚感覚・嗅覚等の残存感覚を駆使することによって、状況を判断します。しかし、聴覚は視覚に比べて情報の処理量が大幅に下回り(100 分の 1 程度)、触覚はさらに限界があることから、生活の全般にわたって多くの不自由を伴います。

一般に次のような特性がみられます。

- ① 視覚的模倣ができない
- ② 歩行・運動の制限
- ③ 環境認知力の制限
- ④ 同一部位の同程度の障害であっても、受障の時期や見え方の状態、リハビリテーション受講の有無等によって、生活ニーズは大きく異なる。

こうした特性に対して、一般に「見えない人」＝「何もわからない人」と、捉えられていることが多いようです。特に、医療機関においては安全確保を優先するあまりに過剰看護や介護になりがちです。しかし、先天性の視覚障害者や視覚障害者リハビリテーション(自立生活訓練)を受講した中途視覚障害者は、慣れた環境や適切な情報提供さえあれば自立的行動はかなり可能です。そのため、視覚障害者の多くが適切な情報支援を受けつつ、身の回りのことは自らの意思で処理することを望んでいます。

従って、医療機関においては障害特性をよく理解した上で、適切な情報支援と介護の技術を身につけて対応することが望まれます。そのことによって、視覚障害クライアントの尊重と医療スタッフの介護負担の軽減につながることを期待されます。

2 視覚のみの障害にもかかわらず、自尊心を傷つけられるような事例

- ・ 検査室や処置室内などの数mの移動にも車椅子にさせられた。
- ・ 手引きする際、乳児にするように向かい合わせで誘導された。
- ・ 尿検査の際、検尿カップではなく、便器に排泄するよう求められた。
- ・ 単独行動による危険を理由に、看護師の同伴なしにベッドから降りないよう強制され、トイレに備えてオムツをさせられた。
- ・ 家庭用浴槽にもかかわらず、若い女性看護師の同伴なしには入浴が認められなかった(男性患者の場合)。